

議案第63号

財産（世田谷区玉川総合支所新庁舎等用一般什器、備品等）の取得の変更
上記の議案を提出する。

令和2年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第3条の規定に基づき、本案を提出する。

財産（世田谷区玉川総合支所新庁舎等用一般什器、備品等）の取得の変更

財産（世田谷区玉川総合支所新庁舎等用一般什器、備品等）の取得を、下記のとおり変更する。

記

変更内容

納	期	既定納期	令和2年8月9日
		変更納期	令和2年12月25日

理 由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築工事の工期を延長することに伴い、一般什器、備品等の搬入及び設置時期を延期する必要があるため。